

改
正
案

（分別解体等に係る施工方法に関する基準）

第二条
(略)

2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三
(略)

四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難い場合にあつてはその理由

五～八
(略)

3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならぬ。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。

一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し

二 屋根ふき材の取り外し

三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し

四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、

木材と一体となつた石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となつたものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合にお

現
行

（分別解体等に係る施工方法に関する基準）

第二条
(略)

2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三
(略)

四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文及び第四項本文に規定する順序により難い場合にあつてはその理由

五～八
(略)

3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならぬ。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。

一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し

二 屋根ふき材の取り外し

三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し

四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

（新設）

いでは、前項ただし書の規定を準用する。

- 5| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならぬ。この場合に
おいては、第三項ただし書の規定を準用する。
6| 一（略）
7| 一（略）
（略）

4|

- 5| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならぬ。この場合に
おいては、前項ただし書の規定を準用する。
6| 一（略）
7| 一（略）
（略）